

広島市長 松 井 一 實 殿

2014 年度広島市予算編成にあたっての要望書

2013 年 11 月 6 日

日本共産党広島市会議員団

団 長	中原 洋美
幹 事 長	村上 厚子
副幹事長	近松 里子

目 次

はじめに	1
総務関係	2
消防上下水道関係	4
文教関係	5
経済環境関係	7
厚生関係	9
建設関係	14

はじめに

10月22日、日本政府が「核兵器の非人道性と不使用を訴える共同声明」に賛同しました。

これは核兵器廃絶を求める世界の流れを励ます大きな一歩です。

これまで広島市が、平和宣言を始め、被爆体験を風化させず継承、発信する事業を続けてこられたことや、平和首長会議を通じて世界の都市、市民、NGO 等と連携を強化し、「人類は核兵器と共存できない」という世論形成に大きな役割を果たされてきた結果といえるでしょう。

引き続き、「2020年までに核兵器廃絶を目指す行動指針」2020ビジョンの実現に向けた、被爆地ヒロシマの役割の発揮とともに、日本政府にたいし、被爆国として核のない世界にむけたイニシアチブの発揮を求められるよう要望します。

さて、安倍自公政権発足から1年が経過しようとしています。年金が減らされ、給与が減るなか、来年4月からの消費税の増税は、国民生活を冷え込ませ、暮らしと地域経済を破壊することは、火を見るより明らかです。

また、TPP参加は、農業だけでなく食の安全・安心、医療を壊すだけでなく、官公需にも影響し、地域経済にも壊滅的な影響を与えます。

今国会には、医療・介護・子育てなどそれぞれ独立している社会保障制度をひとまとめにして改悪するプログラム法案も提出されており、国による憲法無視の暴走政治は各分野の関係者の怒りを広げています。

このような状況のもと広島市には、安倍自公政権の暴走から市民の暮らしを守る防波堤の役割が求められます。

ところが、本市の来年度の予算編成についての依命通達は、「選択と集中」・「ゼロベース」という観点に立ち、事務・事業の抜本的な見直しで、最少の経費で最大の効果を上げ、住民負担の公平性の確保と受益者負担の原則に立って、減免制度の抜本的見直しを図ることを示し、さらなる負担が市民生活にのしかかろうとしています。

「住民の福祉の向上をはかる」地方自治法に則り、市民生活の応援に全力を尽くしていただくことを求め、以下の項目について強く要望します。

《総務関係》

1. 事務・事業の見直しは議会において「市民の理解、協力を得て、十分な議論の確保を求める」との「決議」が採択された。この議会決議を尊重し、今後の事務・事業の見直しについては、議会での議論が十分できるような時間を保障するとともに、市民に周知し意見を聴き、市民の合意を図るようにすること。
2. 高齢者公共施設利用料の負担をなくすこと。
3. コスト削減を理由に正規職員を減らし、非常勤職員や臨時職員で代替えるのではなく、責任ある公務サービスを提供し、信頼される行政運営をすすめるため、正規職員のこれ以上の削減を止め、技術や専門性をもつ人材を育てること。
4. 入札不調を改善するため、建設作業員の若手育成をすすめる観点から、国に対し、労務単価の引き上げができる事業費の積算が可能となるよう交付税措置の増額を求めること。
5. 公務労働、公共事業に係わる全ての労働者に正当な賃金と権利が保障されるよう広島市でも早期に公契約条例を制定するとともに、末端の労働者に支払われた賃金の実態調査を行い、結果を議会に報告すること。
6. 指定管理者の管理経費の際限のない削減は、現場労働者の賃金、サービス低下につながり、受託する指定管理者がいなくなることが危惧される。指定管理者制度の選定においては、これ以上の管理経費の削減はしないこと。
7. 選定後に法定雇用率を順守していない指定管理者は、選定替えの時に、厳しい減点とすること。
8. 障害者雇用は指定管理者選定の加点・減点項目の一つになっており、広島市でも法定雇用率を達成すること。

9. 「若者の就業体験事業」や「若者の自立・就労支援事業」の課題を検証するとともに、事業を拡大し、一層の若者の雇用拡大を図ること。また、区役所でのキャリアカウンセラーの質を向上させること。
- 10.住宅団地の活性化には、若者が生まれ育った地域内で定住できる環境を整える事が求められる。そのためにも安定した雇用が確保できるようにすること。
- 11.分納相談などの相談窓口が遠くなり、中区に遠い区民には市民サービスが低下し、身近な区役所機能が後退している。区役所機能の充実をレイアウトのみでごまかさず、滞納相談をはじめとして市民生活に係る相談をワンストップで受け付ける体制を整備し、区役所機能を充実させること。
- 12.お知らせセンターにおける情報管理を徹底し、情報漏えいがないよう指導監督を努めること。
- 13.「広島市公共施設福祉環境整備要綱」を見直し、市民局が所管していない集会所でもスロープを整備し、車いすが入れられるようにすること。
- 14.選挙の投票所をバリアフリーな施設へと変更すること。
- 15.エレベーター未整備の公民館に早期にエレベーターを整備すること。
- 16.崩れそうな空き家の対策費に行政が補助している自治体が増えている。広島市でも空き家対策費を補助し、市民の安心・安全な暮らしを保障すること。
- 17.原爆資料館展示の見直しに関して、検討委員会が出した人形撤去の方針に被爆者や市民から「異議あり」との意見が出されている。市民や関係者の意見を真摯に聞き、被爆の実相が伝わるような展示にすること。
- 18.原爆展の開催都市を年間3か所程度から5か所以上に増やすこと。そのために、非核自治体宣言をしている都市には、より積極的に原爆展の開催を働きかけること。

19. 「図書館法」や「図書館の自由の宣言」にのっとり、知る権利を体現するための図書館の役割を果たすこと。

《消防上下水道関係》

1. 砂防ダム未整備をなくすこと。既存の砂防ダムが災害時に土砂をくい止められるような状況になっているか調査をすること。
2. 全国各地で、経験したことのない災害が発生しており、盛土団地の危険性は高い。災害に強いまちづくりを進めるためにも、大規模盛土団地の耐震化事業を進めること。
3. 福地山市の花火大会で屋台の爆発事故があり死者も出る惨事が発生した。広島みなと夢花火大会でも安全に楽しめる花火大会が継続できるように安全対策に万全をつくること。
4. 水道局における次期収支計画策定にあたっては、引き続き経営努力をして現行の料金体系を維持するものとする。
5. 毎年増える水道料滞納者には、給水停止の措置がとられているが、当該世帯は、生活困窮していることが想定される。収納だけを進めるのではなく生活に困っている状況をききとり関係部局と連携し再建を図る手立てへとつなげる。
6. 下水道使用料が未徴収になっていた原因究明を急ぐとともに、予防策を講じること。

《文教関係》

1. 義務教育は全学年で35人以下学級にすること。
2. 担任を担う教員は臨時的でなく全て正規職員にし、定数内臨時教員をなくすこと。

3. 教師が月 80 時間、100 時間を超えて在校する長時間労働を是正し、教師が健康を維持し、専門性を最大限発揮できる環境を整えること。
4. パワハラが問題になる校長は職務につけないこと。教職員からのパワハラ相談に対して、指針に沿って迅速に対応し、相談者の話を十分聞くこと。
5. 生活保護基準が引き下げられたが、市の就学援助制度の現行認定基準を維持すること。
6. 学校の耐震補強工事の完了を、予定どおり平成 27 年度には完了すること。
7. 学校施設の耐震補強工事にめどがたっており、児童館、プレハブ留守家庭子ども会の耐震診断・補強を早期に行う計画をたてること。また、プレハブ施設の留守家庭子ども会は早期に児童館へと整備をすすめること。
8. 広島市からの子育て支援メッセージとして、留守家庭子ども会は公設公営無料を継続すること。また、児童福祉法で学童保育における国の責任が法的に明確になったことを受け、国に財源の保障を求めること。
9. 留守家庭子ども会事業の基準の条例化や保護者負担の問題について、利用している保護者や指導員の声を聞く公式の会議を設けること。
10. 給食費を義務教育の一環として無償とすること。
11. 学校給食での食育をすすめ、食器もふさわしいものに早期に改善すること。
12. 栄養教諭を増やし、全校へ学校栄養職員を配置すること。当面、市費での配置をすすめること。
13. 技能の継承をすすめるため、給食調理員の定期採用をおこなうこと。
14. 義務教育は無償の立場から、給食白衣や用紙費などの保護者負担を少なくすること。

15. 増えている発達障がい児に対応するために、特別支援アシスタントの研修を行い、専門的な知識を習得させて配置すること。
16. 障がい児一人でも特別支援学級が新設できるように、市独自に取り組むこと。また、障がい児学級の編成基準を現在の8人に固定せず、障害の種別や重さにより柔軟な編成にし、どの子にも行き届いた教育を保障すること。
17. 看護師の体制をさらに充実し、特別支援学校での胃瘻経鼻を実施すること。
18. 通級指導教室を、小・中学校ごとに全区に設置すること。
19. 地元合意が図れる見通しが無い基町小学校の適正配置計画は一旦白紙撤回すること。
20. 非常勤講師にも野外活動や修学旅行などの旅費を支出できるようにすること。
21. ひろしま型カリキュラムと、新学習指導要領の実施に伴い、学習内容の量・質ともに子どもたちの負担は増えている。これ以上の過重負担となる土曜日授業は導入しないこと。
22. 国が拙速に決めた厳罰主義による「いじめ防止対策推進法」を市の教育施策に具体化しないこと。
23. 「問題行動」に対する厳罰化により、課題を抱えている子どもを学校から排除する生徒指導規程を学校現場に押し付けないこと。

《経済観光環境関係》

1. 自治体の地域経済の活性化に冷水を浴びせる消費税増税を止めよと国に求めること。
2. 広島市は、政令市の中でもっともゴミ分別が進み、市民一人当たりのゴミ排出量が少ない。このような市民の協力や努力を尊重し、家庭ごみのゴミ有料化はしないこと。

3. 使用済核燃料の処分技術は確立されていない。異質の危険を伴う原発からの撤退を国に要請すること。
4. 太陽光発電の整備費は安価になったとはいえ、まだまだ一般家庭に広く普及できる状況ではない。国民の安全対策の視点や、エネルギーの地産地消の意味からも本格的に自然エネルギー普及の取組をすべきである。太陽光発電設置の補助金を引き上げるとともに、太陽光発電の整備件数について市としての年次目標をもつこと。
5. 既存の公共施設に設置した太陽光発電システムの発電量や費用対効果の検証を行い、結果を市民に知らせ、太陽光発電促進につなげる啓発事業をおこなうこと。
6. 危険な原発から安全な自然エネルギーに転換することは政治の重要な仕事である。太陽光発電と合わせて、小水力発電の普及・拡大のための支援をすること。
7. 自給率を引き上げて、地産地消を一層進め、新規就農支援事業の成果があがるようにするために、国に対し TPP 参加は止めるよう求めること。
8. 雇用拡大に大企業が果たす役割は大きい。マツダを始め市内の大企業に対し、その経済力にふさわしい正規雇用拡大を求める申し入れを行うこと。
9. 企業立地促進補助事業制度は、正規雇用者数を補助対象要件に加えること。さらに、補助した企業における雇用環境が劣悪でないかどうかの検証を行うこと。
10. 巨額な税金を補助する企業立地補助制度は、その目的や理念を明確にし、企業の役割と中小企業政策の重要性を位置づけ、地域経済の活性化に貢献できるようにすること。
11. 「中小企業は経済を牽引する力であり、社会の主役である」とする中小企業憲章にのっとり、「中小企業経営実態調査」の結果をふまえ、中小企業振興基本条例を制定し、中小企業支援のための行政の責任、予算の確保を明示すること。

- 12.小企業は、後継ぎがないという問題もある。地域に根をはる小企業の役割を見直し、大手企業の進出にだけ自治体が税金を使い支援するのではなく、小企業・業者への就業支援を促す補助制度をつくり、雇用拡大を図ること。
- 13.耐住宅環境性能向上や、高齢者や障害者のバリアフリー改修工事など、特定世帯のみが利用できる制度でなく、全世帯が使えるリフォーム助成制度へと拡充すること。住宅リフォーム補助制度の経済波及効果は大きく、県の補助事業を受け、県と共同での実施を検討すること。
- 14.商店街振興事業費補助は3年間、総額150万円の内容だが、商店街の活性化を進めるためには、期間の延長など、制度の充実を図ること。
- 15.競輪事業は、基金のあるうちに必要な処置をおこない「廃止」すること。

《厚生関係》

●保育園・子ども

1. 待機児解消は広島市においても緊急課題であり、ふくしま第二保育園の廃園には道理がない。募集停止は凍結し、保護者と誠実に話し合うこと。
2. 待機児解消のために新設される保育園は認可保育園とすること。
3. 保育士不足で入園希望を断ることのないよう、給与改善費や職員定着促進費の拡充をはかり、民間保育園職員の給与を引き上げる手立てを講じること。
4. 「子ども・子育て新システム」の具体的な実施については、現行の保育水準を低下させず、集団保育を保障し、保育の変質につなげない条例制定とすること。
5. 今年度は嘱託の栄養士が増員されたが、公立保育園の食育は十分とは言えない。全園に栄養士を配置し、完全給食を含め、保育園の食育の推進をはかること。

6. 公立・民間保育園の駐車場・駐輪場の確保を積極的に行うこと。
7. 耐震診断の必要な 79 園の公立保育園舎の耐震化が早急に完了するように予算を重点配分すること。
8. 保育料の新規滞納者に対して、公立保育園は園長が徴収業務を担っているが、本来業務に集中できるように人員配置をおこなうこと。
9. 子どもの医療費補助制度は、初診料500円の自己負担や所得制限をなくし、小学校卒業まで拡大すること。
10. 福祉医療費（重度障害・ひとり親・乳幼児）の所得制限をなくすこと。
11. こども療育センターの建て替えにあたっては、設計の段階から現場の声を聴き、利用者が使い良い施設になるように意をもちいること。

●障がい児・者

1. 障がいの程度に関わらず、保育が必要とされる時間をきちんと保育できるように、障がい児が1クラス2人までごとに、1日8時間の保育士を加配すること。
2. 広島市民病院で行われている子どもの発達障がいの診断や治療が、安佐市民病院や舟入病院でもできるよう医師の養成を行い、必要な体制整備をすること。
3. 軽、中度の聴覚障がい児の補聴器の修理費および、イヤーマールド作成に対する補助をおこなうこと。
4. グループホーム、ケアホームの運営は依然として厳しい状況にあり、人件費補助など、施設の維持のために市が独自に支援する手立てを講じること。

5. 重度障害者入院時コミュニケーション事業は、障害の種別にかかわらず、大人も子どもも利用できるようにすること。
6. 重度障害者が広島市のデイサービス事業を毎日利用できるように、施設の人員配置を増やし、重介護室を広くしてしっかり対応できるようにすること。
7. 市として、児童デイサービス事業の実態を把握し、職員の研修や養成、環境整備を進めること。
8. 障害のある子どもにとって、移動支援は放課後等の生活を支える重要なサービスであり、障害者の意見をきき、障害者が使いやすいサービスになるようにすること。そのためには、事業所の運営に支障をきたす「中抜き」は見直すとともに、起点終点は自宅以外でも許可すること。

●介護保険・高齢者

1. 介護保険料を滞納し、介護サービスの給付制限を受けている人が急増している。必要な介護サービスが受けられないことのないように、生活困窮者のため保険料の軽減、利用料に市独自の軽減措置をはかること。
2. 要支援 1・2 を介護保険サービスから外し、自治体まかせにせず、引き続き介護サービスとして利用できるよう国に求めること。
3. 訪問介護・生活援助サービスについて45分を基準とする介護報酬改定は、利用者や事業者に大きなしわ寄せをもたらしている。市として生活援助サービスの実態が利用者のニーズを満たしているのか実態を把握すること。

4. 特別養護老人ホームの待機者は未だに5000人を超えている。特に、認知症の人は介護度が低いいため、施設入所ができない状況がある。認知があると家族では面倒がみれず、家庭内の犯罪につながりかねない。早期に特別養護老人ホームを新設し、待機者の解消をはかり、必要な人が入園できるようにすること。
5. 難病や認知症の生活困窮者に対する利用料軽減措置を拡大すること。
6. 障害者の配食サービスのニーズを掴み、障害者にも利用できるように事業拡大すること。
7. 指定事業者の処遇改善加算取得の有無を広島市として調査し、従事職員の待遇改善につながるようにすること。広島市が独自に行ってきた民間福祉施設給与改善費補助制度を後退させないこと。
8. 近隣ミニネットワークづくり推進事業を検証し、一人暮らし高齢者の生活を支える取組となるよう事業の充実をはかること。
9. 公共交通機関利用助成制度は事務事業の見直し対象から外すこと。

●国民健康保険

1. 国民健康保険に対する国の負担金の増額や、広島県への国保会計への支援を求めるとともに、実現するまでは市が繰り入れをして、高すぎる保険料を下げることに。
2. 算定見直しにより低所得者、多人数家族、ひとり親、障害者、寡婦世帯は負担が重くなる。大幅な負担増になる世帯の保険料を軽減するには法定減免制度だけでは不十分である。低所得者が安心して医療にかかれるようにするために、低所得者が恒常的に利用できる市独自の減免制度を復活させること。

3. 国保料の滞納理由の半数は生活困窮が占める実態となっている。この状況に鑑み、執行停止処分をすすめ、強引な財産の差し押さえを止めること。
4. 国保の保険料の値上げと、減免制度の後退を招く広域化に反対すること。
5. 家計の急変時に半年間のみしか使えない国保の一部負担減免制度を見直し、減免期間の制限をなくし、困窮者がいつでも使える制度にすること。
6. 特定健診受診率を引き上げるためにも、魅力ある健診項目を市独自に増やすとともに、健康診断の料金を無料にすること。

●生活保護

1. 生活保護費の削減は憲法25条違反である。国に対して扶養義務の強制や罰則などの生活保護法の改悪をやめ、保護費の増額をもとめること。
2. 生活保護の不正受給の防止のためには、ケースワーカーの増員こそ必要であり、安易な警察官OBの増員に偏らないこと。
3. 昨年度から始まった生活保護の就労支援が、職業選択の自由を尊重し、安心して働き続けられているのか市として実態を調査すること。
4. 生活保護費削減に連動する非課税限度額や就学援助制度など70事業に影響を広げないよう市として独自の手立てを講じること。
5. 生活保護世帯を対象とした学習支援は、担当者を増やし、各区に拡大すること。

●被爆者

1. 黒い雨、相談・健診事業の健診結果をもとに、黒い雨体験者の健康面の実態調査を把握し、国に黒い雨降雨地域を第一種健康診断受診者証交付地域に指定するよう要望すること。
2. 原爆症認定の審査を速やかにおこなうよう国に求めること。

《建設関係》

1. 厳しい財政事情のなか、広島高速五号線建設・広島駅南口広場再整備事業など、地元の合意のない不要不急の開発は中止すること。
2. 過去に経験したことのない豪雨などにより全国でがけ崩れなどの災害が発生しており、災害に強いまちづくりの観点からも自然を破壊する巨大開発事業は止め、これまでに整備された橋・高速道路などの点検・補修こそ最優先で進めること。
3. 巨費を投じるアストラムラインの延伸が検討されているが、市の財政は582億円もの収支不足が生じるとされるほど、大変厳しい状況であり、延伸については財政力が高まった時点で検討すること。
4. 市営住宅ストック有効活用の見直しにあたっては、グループホームやケアホームなど、高齢者、障がい者に配慮した住宅を整備する方針をもつこと。
5. 民間住宅を市営住宅として借り上げ、少しでも安価で良質な住宅を提供できる方策を講じること。
6. 市営住宅の鉄製の窓枠は早期に、全てをサッシに取り換えること。また、市営住宅の流し台やふすま、畳、鋼製建具の取替え等修繕は、年間2－3棟程度の工事で、長期間にわたって入居者に不便を強いている。年間3億円程度しかない修繕費を大幅に増やし、短期間で取り換え工事を完了すること。

7. 市営店舗の修繕・改修に力を尽くすとともに、市営店舗の使用料引き上げは市が一方的に決めず、使用者との合意をはかること。
8. 県・市の「二重行政の解消」で、県営住宅の扱いについて協議がすすめられているが、入居者の立場に立って、サービスの低下にならないようにすること。
9. 階段室型市営住宅へのエレベーターは、バリアフリーの視点だけでなく、急病人のスムーズな搬送など、命にもかかわる重要な施設である。エレベーター設置中止の方針を見直し、予算を確保し早期に整備すること。
- 10.改善が可能な、たいこ橋は早急に対応すること。
- 11.歩道のバリアフリー化をはじめ危ない通学路が早期に改善されるよう予算を確保すること。
- 12.子どもへの自転車マナーの指導だけでなく、大人のマナーの徹底も図ること。
- 13.自転車専用道を整備すること。
- 14.高齢化した団地には、地域交通の確保が重要となっている。各地域の特性に合う地域交通を早期に導入するとともに、既存の地域交通の維持のため支援を充実すること。
- 15.市内316か所に存在している大規模盛土造成地の耐震化に早急に取り組むこと。
- 16.「大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン」に沿って、大規模盛土造成マップを公表し、直ちに第2次調査を実施し、必要に応じて防災区域の指定をおこない、市民の防災意識を高めること。
- 17.旧球場の跡地活用にあたっては、原爆ドームの景観に配慮した活用によること。

18.旧理学部一号館の保存・活用に当たっては、被爆建物としての役割と同時に、知の拠点にふさわしい保存・活用とすること。

以上、122 項目です。ご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。